

○東大阪都市清掃施設組合管理職員等の範囲を定める規則

昭和41年9月9日

東大阪都市清掃施設組合公平委員会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第52条第4項の規定に基づき法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第2条 東大阪都市清掃施設組合事務局に勤務する職員のうちから管理職員等は、別表に掲げる職にある者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年7月2日公平委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月1日公平委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年7月13日公平委員会規則第1号）

この規則は、昭和62年7月14日から施行する。

附 則（平成20年4月23日公平委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日公平委員会規則第1号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

機関	職
管理者事務局	局長
	次長、室長
	課長、室次長
	主幹（総務課に置くもので、人事、財政を担当する者に限る。）
	総括主幹（総務課に置くもので、人事、財政を担当する者に限る。）
	主幹（総務課に置くもので、人事、財政を担当する者に限る。）
	係長（人事給与係長、庶務係長）
公平委員会	事務職員